

「市町国保医療費分析事業」に関する質問に対する回答

番号	質問	回答
1	業務委託仕様書p.1「第2事業の概要 2 業務の概要 (1)」において、レセプトデータと特定健診データの突合が求められていますが、突合の際に用いる被保険者識別項目（ID、氏名、性別、生年月日、加入履歴等）の詳細な条件と、過去年度における突合率の実績についてご教示ください。	データ突合の手法につきましては受託者に一任しております。なお、提供データの匿名加工化作業は、県庁内にて、県が用意した端末を用いて委託業者に行っていただきます。匿名加工後のデータを持ち出していただく形となります。
2	業務委託仕様書p.3「第2事業の概要 3 履行期間・成果品 (2)納入成果品」に関連して、令和3～6年度に作成された分析結果（報告書・データ等）について、再利用・参照可能なフォーマット（Excel、CSV等）の提供が可能かどうかご教示ください。	受託者に対して過去の報告書を提供することは可能です。ただし、過去の分析データにつきましては提供できません。
3	業務委託仕様書p.1「第2事業の概要 2 業務の概要 (1) エ」にて、未コード化の傷病名や診療行為への対応について言及がありますが、これらに対する県提供のマスタ整備状況および受託者による個別対応の要否について、具体的にお示しください。	未コード化の割合等は把握しておりません。なお、令和4年11月18日の社会保険診療報酬支払基金の資料によれば、未コード化傷病名の記録件数は、全国の記録件数のうち、約1.2%を占めているとのことです。業務委託仕様書第2の2（1）エに記載のとおり、未コード化傷病名は、受託者にて可能な限りコード化していただきます。
4	業務委託仕様書に関連し、医科・調剤レセプトおよび特定健診データの件数、レコード数、ファイル容量の直近年度での目安をお知らせいただけますでしょうか。	令和3年度分の件数は、健診データで約749万件、被保険者データで約193万件、KDB（国保）で約776万件、KDB（後期）で約1,121万件です。レセプト件数は、令和4年度のレセプト件数が約410万件です。これらの件数は1年分の件数であり、4年分のデータをお渡ししますので、この4倍程度を目安としてください。
5	業務委託仕様書p.3「第2事業の概要 3 履行期間・成果品 (2)納入成果品」に記載の報告書作成にあたり、29市町ごとに分析・提案内容をカスタマイズした個別版とする必要があるか、それとも県全体の分析結果をベースにした汎用的な構成でよいか、明確にしてください。	県全体の分析を踏まえつつ、29市町ごとの課題に焦点をあてた分析を行っていただきます。
6	業務委託仕様書p.3「第2事業の概要 3 履行期間・成果品 (2)納入成果品」に関連し、電子媒体で納品するファイルの形式（Word、Excel、PDF等）、フォルダ構成、ならびにファイルサイズや名称規定があればご教示ください。	成果物は、業務委託仕様書第2の3（2）に記載のとおり、紙媒体及び電子媒体（Word、Excel、PDF形式）を納品いただきます。
7	業務委託仕様書p.3「第2事業の概要 3 履行期間・成果品 (2)納入成果品」に関連し、分析結果に含める図表・グラフ等のレイアウトについて、県より提供可能なテンプレートや過去使用例の共有が可能かどうかご確認ください。	県からのテンプレート等の提供は行っていません。
8	業務委託仕様書p.2「第2事業の概要 2 業務の概要 (5)」の保健事業提案に関連し、提案内容は市町共通の汎用的なものとするか、市町ごとの保健事業実施状況や課題を踏まえた個別提案が求められるのか、方向性をご教示ください。	県全体の分析を踏まえつつ、市町ごとの保健事業実施状況や課題を踏まえた提案を行っていただきます。

「市町国保医療費分析事業」に関する質問に対する回答

番号	質問	回答
9	業務委託仕様書p.2「第2事業の概要 2 業務の概要 (6)」に記載の市町説明会において、報告・説明の実施主体は受託者が行うのか、県職員が行うのか、また説明資料の構成や所要時間についてもご教示ください。	市町説明会における報告・説明につきましては受託者に行っていただきます。分析結果の概要をまとめたスライド等を用いて報告・説明いただく想定をしています。所要時間は質疑応答を含めて2時間程度です。
10	業務委託仕様書p.4「第4 受託者の義務」に関連し、作業用端末やネットワークのセキュリティ要件（閉域網接続、VPNの可否、私物機器の使用禁止等）の技術的な条件を明確にしてください。	業務委託仕様書第3の2のとおり、「三重県電子情報安全対策基準」を遵守いただきます。なお、「三重県電子情報安全対策基準」については、受託者のみに提示いたします。
11	業務委託仕様書p.4「第4 受託者の義務」に関連し、受託者による情報管理体制の整備状況報告の頻度や、県による監査・点検・立入調査の有無とその方法についてご教示ください。	「個人情報の取扱いに関する特記事項」に定める通りです。
12	業務委託仕様書には明記されておりませんが、県との分析方針協議や報告草案段階でのレビュータイミングについて、設定予定があるかご確認ください。	委託契約締結後遅滞なく初回の打合せを実施する予定です。その後は概ね1ヶ月に2回以上の頻度で打合せ等を実施していきます。
13	業務委託仕様書p.1に関連し、医療費・健診データの県からの提供予定時期と、これまでに提供が遅延した実績の有無について教えてください。	データ提供時期につきましては、業務委託仕様書における（別添）提供データ一覧のとおりです。提供の遅延の有無につきましては、例年、遅滞なく提供しております。
14	県との定期的な進捗報告会やキックオフミーティング等、打合せの開催頻度についてご確認ください。	番号12の回答の通りです。
15	企画提案の評価項目として「目的適合性」「管理技術力」「専門技術力」「提案力」「経済合理性」が挙げられておりますが、これらの項目ごとの具体的な配点（点数）は定められていますでしょうか。定められている場合、各項目の配点をご教示いただけますでしょうか。	評価項目に係る各配点は、公開しておりません。
16	プレゼンテーションに参加可能な人数に制限はございますでしょうか。もし制限がある場合は、参加可能な最大人数をご教示いただけますでしょうか。	プレゼンテーションはオンラインで実施するため参加人数は特に制限を設けていません。ただし、回線は1提案者につき3回線までとさせていただきます。

「市町国保医療費分析事業」に関する質問に対する回答

番号	質問	回答
17	分析結果の説明会について、過年度の開催時期を参考までにご教示ください。	例年、3月中旬から下旬の県が指定した日時に開催しています。
18	以下のデータは提供可能でしょうか。 ・KDB 24_007 要介護（支援）者認定状況	業務委託仕様書（別添）提供データ一覧にないデータは原則として提供できません
19	仕様書内の報告書例に示す「6. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における国保と後期高齢のデータを連結した分析」を実施するにあたり、介護保険システムデータ保険者向け給付実績情報受給者台帳情報（単票）識別番号 0534の提供は可能でしょうか。	番号18の回答の通りです。
20	KDBデータについて、提供データ一覧に記載された帳票データのほか、突合CSVデータの提供は可能でしょうか。	KDBデータはCSVと帳票で提供いたします。
21	提供時期が2025年10月（レセプトデータ）、2025年11月（特定健診データ）と記載されておりますが、データベースの構築、データ処理、分析を実施するにあたり、2021年度～2023年度における過去データは2025年10月以前に提供いただくことは可能でしょうか。可能な場合、最短で提供可能な時期をご教示願います。	データ提供時期につきましては業務委託仕様書（別添）提供データ一覧に示す時期より前後することはできません。
22	県全体の報告書の電子媒体の形式はPowerPoint形式でもよろしいでしょうか。	番号6の回答の通りです。
23	分析結果説明会の開催形式は、オンライン（ZOOM）の実施を想定してもよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
24	提案書作成にあたり、貴庁にて実施された2023年度、2024年度市町医療費分析事業の報告書を参加意思表示、企画提案コンペ参加資格確認申請書提出期限（7月16日）あるいは、提案書提出期限（8月15日）までに提供いただくことは可能でしょうか。	業務委託契約締結前に過去報告書等を提供することはできません。